

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条  
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の  
一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

ジェンダー平等の推進に関する計画の策定を審議するため、葉山町ジェンダー平等推進委員会を地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置する必要があるため、提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

葉山町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画及び食育推進計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内	を  に改める。
葉山町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画及び食育推進計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内	
葉山町ジェンダー平等推進委員会	ジェンダー平等の推進に関する計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8人以内	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000円	を  に改める。
国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000円	
ジェンダー平等推進委員会	委員長	日額 15,000円	に改める。
	委員	日額 9,000円	

# 条例の概要

## 題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

現在の「男女共同参画プランはやま（第 4 次）」の計画期間が令和 6 年度で終了することに伴い、令和 7 年度からの第 5 次計画の策定を審議するため、葉山町ジェンダー平等推進委員会を地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置するとともに、委員の報酬の額を定めることとした。

## 2 内 容

町長の附属機関として葉山町ジェンダー平等推進委員会を新たに置き、委員長の報酬を月額 15,000 円、委員の報酬を月額 9,000 円とすることとした。

## 3 施行期日等

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前				
○葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				○葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	
町長	葉山町名誉町民選考委員会	葉山町名誉町民の選考に関する事項につき町長の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	5人以内	町長	葉山町名誉町民選考委員会	葉山町名誉町民の選考に関する事項につき町長の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	5人以内	
	(略)				(略)			
	葉山町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画及び食育推進計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内		葉山町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画及び食育推進計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内	
	葉山町ジェンダー平等推進委員会	ジェンダー平等の推進に関する計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8人以内		(新設)			
	葉山町環境審議会	環境基本計画の策定及び変更に関すること並びに環境の保全及び創造に関する重要事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	12人以内		葉山町環境審議会	環境基本計画の策定及び変更に関すること並びに環境の保全及び創造に関する重要事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	12人以内	
(略)			(略)					

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																													
○葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号		○葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号																																													
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員</td> <td>月額 76,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民健康保険運営協議会委員</td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ジェンダー平等推進委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">環境審議会委員</td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	教育委員会委員		月額 76,000 円	(略)			国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000 円	ジェンダー平等推進委員会	委員長	日額 15,000 円	委員	日額 9,000 円	環境審議会委員		日額 9,000 円	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員</td> <td>月額 76,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国民健康保険運営協議会委員</td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">環境審議会委員</td> <td>日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	教育委員会委員		月額 76,000 円	(略)			国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000 円	(新設)			環境審議会委員		日額 9,000 円	(略)		
区分		報酬額																																													
教育委員会委員		月額 76,000 円																																													
(略)																																															
国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000 円																																													
ジェンダー平等推進委員会	委員長	日額 15,000 円																																													
	委員	日額 9,000 円																																													
環境審議会委員		日額 9,000 円																																													
(略)																																															
区分		報酬額																																													
教育委員会委員		月額 76,000 円																																													
(略)																																															
国民健康保険運営協議会委員		日額 9,000 円																																													
(新設)																																															
環境審議会委員		日額 9,000 円																																													
(略)																																															
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。		備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。																																													